

仕 様 書

1 委託業務概要

本委託は、山形県企業局最上電気水道事務所（金山浄水場）において、衛生的環境及び施設管理機能の保持のため、植樹管理、芝生管理、場内除草、側溝清掃及び雪囲い設置・撤去を行うものである。

2 委託業務場所

最上郡金山町大字上台字荒屋山 地内

3 履行期間

自：契約締結の日から

至：令和8年12月18日まで

4 法令の遵守

受注者は、委託業務施行にあたり、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

5 委託業務資材

委託業務施行上必要な機械・工具等は、全て受注者にて準備しなければならない。

6 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- （１）業務担当者は作業中の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- （２）業務担当者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、設置個所、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- （３）業務担当者は、作業前に監督職員より腕章を借用し、作業員に携帯させること。
- （４）作業員には作業に適した被服、防護服を着用させ、危険の防止を図ること。

7 提出書類

- （１）受注者は、契約時に工程表及び業務担当者届を発注者に、契約締結後速やかに業務計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、その記載内容は土木工事共通仕様書第1編共通編 1-1-6 施工計画書に準じるものとする。
また、業務計画書には、「住宅地等※における農薬使用に際しての遵守事項」を記載するものとする。

※ 住宅地等・・・学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）、森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設

- （２）受注者は、業務完了後速やかに委託業務完了報告書を監督職員に提出しなければならない。
業務完了報告書には以下の写真を添付すること。
 - ・作業前全体写真
黒板等を使用し、委託業務名・日付・総人員数が明確にわかる写真とすること。
 - ・着工前写真
 - ・施工中写真
施工中写真にはそれぞれ施工した日付を入れ、作業人数及び作業状況わかる写真とすること。
 - ・完成写真

8 委託業務内容

作業は、原則的に監督職員の指示により行うものとし、指示を受けた後、速やかに作業を行うこと。

①植樹管理

- | | |
|-----|---|
| 剪 定 | 各樹木に適した剪定を行うこと。作業本数を確認し作業日報で報告すること。 <ul style="list-style-type: none">・施工時期：7月上旬～中旬 |
| 施 肥 | 所定の施肥量を散布すること。 |

- ・ 施工時期： 7月～8月の生育時期
- 防 除 薬剤の使用については関係法令及び別添事項を遵守しむらなく散布すること。
散布時期はそれぞれの病害虫に最も効果的な時期に行うこと。
散布は早朝に行うものとし作業時間については事前に監督職員に報告すること。
- ・ 施工時期： 6月中旬

②芝生管理

- ・ 施工回数： 抜根除草 1 回、 芝刈 2 回、
 - ・ 施工時期： 芝刈 1 回目 5月中旬～下旬
芝刈 2 回目 8月中旬～下旬
抜根除草 9月下旬～10月上旬
- 抜根除草 芝生を痛めないよう根より丁寧に抜き取る。抜き取った雑草は集積し、まとめて処理するとともに、除草後はきれいに清掃すること。
- 施 肥 所定の施肥量を芝生面にむらのないように均一に散布すること。
- 芝 刈 刈込は芝地にある石等の障害物を予め取り除き、樹木、株物等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。また、刈り取った芝は集積し、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃をすること。

③場内除草

- ・ 施工回数： 機械除草 2 回： ①、③、⑤、⑥、⑦
機械除草 3 回： ②、④、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫
抜根除草 1 回
 - ・ 施工時期： 機械除草 1 回目 5月下旬～6月上旬（①～⑫）
機械除草 2 回目 7月下旬～8月上旬（①～⑫）
機械除草 3 回目 9月下旬～10月上旬（②、④、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫）
抜根除草 9月下旬～10月上旬
- 機械除草 場内外敷地において、1 回目及び2 回目は「除草・集草・積込・運搬・処分」まで行うこと。3 回目は「除草・集草」まで行うこと。
- 抜根除草 場内敷き砂利部において「除草・集草・積込・運搬・処分」まで行うこと。

④側溝清掃

- ・ 施工回数： U型側溝 1 回
 - ・ 施工時期： 11 月中（樹木落葉後）
- 清掃により排出した泥は天日乾燥床に運搬し、その他ゴミは分別回収すること。

⑤樹木雪囲い設置・撤去

- ・ 設置時期： 11 月上旬頃
 - ・ 撤去時期： 4月の第1 週目から2 週目のはじめまでに早急に撤去を完了すること。
- 各樹木に対し、雪囲いの設置及び撤去を行う。
詳細については、後日協議を行うこととする。

⑥建物雪囲い設置・撤去

- ・ 施工時期： 11 月上旬頃
 - ・ 撤去時期： 4月の第1 週目から2 週目のはじめまでに早急に撤去を完了すること。
- 金山浄水場建屋の防雪板の設置・撤去及び外構フェンス撤去・設置を行う。

9 その他

- ①原則として土日祭日は作業を行わない。また、作業日を事前に連絡すること。
- ②作業状況は監督職員が現地立会い確認を行う。
- ③作業完了時には監督職員の確認を必ず受けること。
- ④作業中補修しなければならない箇所を発見した場合は、監督職員に速やかに報告し、指示を受けること。
- ⑤委託業務終了後、後片付け及び清掃を実施すること。

■住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項

1) 農薬ラベルに表示された使用方法の遵守

農薬取締法に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

2) 沿線住民等への周知

農薬の散布に当たり、散布箇所、散布日時等を記載したチラシ掲示や回覧板などにより、沿線住民への周知に努める。

さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に入らないよう措置する。

3) 飛散低減対策の実施

農薬散布は、無風又は風が弱い時に行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や通行者へ配慮した時間帯を選び、飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行う。

4) 農薬の使用履歴の記録・保管

万一、問題が発生した場合の作業内容の証明のため、農薬を使用した年月日、時間、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間（最低3年間）保管する。

5) 有機リン系農薬同士の混用禁止

有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わない。